令和　　年　　月　　日

　中国運輸局長　　殿

住　　　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名又は名称

　　　　　　 　　　　　　　　代表者名

安全管理規程変更届出書

　このたび、安全管理規程を変更したので、内航海運業法及び内航海運業法施行規則の規定に基づいて下記のとおり届け出いたします。

記

１　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者氏名

２　変更後の安全管理規程の実施予定期日

　　　令和４年４月１日

３　変更した事項

別添のとおり

４　変更を必要とする理由

　　　法改正に伴う変更

添付書類　　変更した安全管理規程　新旧

安全管理規程（内航海運事業者用）

新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 改正案 | 現行 |
| （略）  第８章　運航計画、配船計画及び配乗計画  （運航計画及び配船計画の作成及び改定）  第21条　運航管理者は、当社が運航計画又は配船計画を作成又は改定する場合、これらに関連する安全性の確保等について検討するものとする。  ２　運航管理者による前項の検討においては、次に掲げる事項について考慮するものとする。  (1) 使用船舶の性能、使用港の港勢、航路の交通状況及び自然的性質、使用船舶と陸上施設の適合性、運航スケジュール等  (2)　乗組員の適切な労働時間  ３　運航管理者は、前項第２号について、船舶所有者等を通じて確認しなければならない。  ４　運航管理者は、船舶所有者等から、乗組員の労働時間、作業による心身への負荷その他乗組員の状況に鑑み、運航計画又は配船計画の改定の必要があるとして意見を受けた場合は、その意見を尊重しなければならない。  （配乗計画の作成及び改定）  第22条　船舶所有者等が配乗計画を作成又は改定する場合は、法定職員の乗り組み及び航海当直体制の維持等に関する安全性の確保、乗組員の適切な労働時間等を考慮のうえ、検討するものとする。  ２　運航管理者は、作成又は改定された配乗計画について、適切なものとなっているかを確認し、支障があると認められる場合は、船舶所有者等に対して配乗計画を改定するよう助言しなければならない。  （運航計画、配船計画及び配乗計画の臨時変更）  第23条　船舶、陸上施設、港湾の状況、航行経路等が船舶の安全運航に支障があると認められる場合は、船長、運航管理者及び船舶所有者等は、協議により運航休止、寄港地変更、航行経路の変更等の運航計画、配船計画又は配乗計画の臨時変更の措置をとらなければならない。  ２　次の各号のいずれかに該当する場合は、船長、運航管理者及び船舶所有者等は、協議により必要があると認められる場合は、運航休止、寄港地変更、航行経路の変更等の運航計画、配船計画又は配乗計画の臨時変更の措置をとらなければならない。  (1)　運航管理者が、船舶所有者等から、乗組員の労働時間、作業による心身への負荷その他乗組員の状況に鑑み、運航計画又は配船計画の臨時変更の必要があるとして意見を受けた場合  (2)　運航管理者が、作成又は改定された配乗計画について、適切なものとなっているかを確認し、支障があると認め、船舶所有者等に対して配乗計画を臨時変更するよう助言した場合  （以下、略） | （略）  第８章　運航計画、配船計画及び配乗計画  （運航計画及び配船計画の作成及び改定）  第21条　当社が運航計画又は配船計画を作成又は改定する場合は、運航管理者が、使用船舶の性能、使用港の港勢、航路の交通状況及び自然的性質、使用船舶と陸上施設の適合性、運航スケジュール等についてその安全性を検討・指導するものとする。  （配乗計画の作成及び改定）  第22条　船舶所有者等が配乗計画を作成又は改定する場合は、法定職員関係、乗組員の勤務時間関係等について、安全性を検討するものとする。運航管理者は、安全性を確認し、安全の確保に支障があると認められるときは、配乗計画を改定するよう指導しなければならない。  （運航計画、配船計画及び配乗計画の臨時変更）  第23条　運航計画、配船計画又は配乗計画を臨時変更する必要がある場合は、前２条に準じ運航管理者がその安全性を確認するものとする。  ２　船舶、陸上施設、港湾の状況、航行経路等が船舶の安全運航に支障があると認められる場合は、船長、運航管理者及び船舶所有者等は、協議により運航休止、寄港地変更、航行経路の変更等の運航計画、配船計画又は配乗計画の臨時変更の措置をとらなければならない。  （以下、略） |